

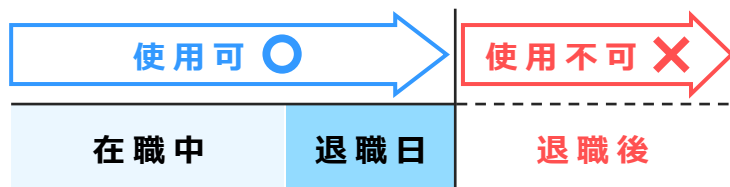
保険証返却のお願い



- 現在お持ちの保険証は、**退職日まで**しか使用できません

退職後に、現在お持ちの保険証を使用すると、後日協会けんぽへ医療費を返納していただく等の手続きが発生します。

退職後は、必ず次に加入する健康保険の保険証を使用してください。



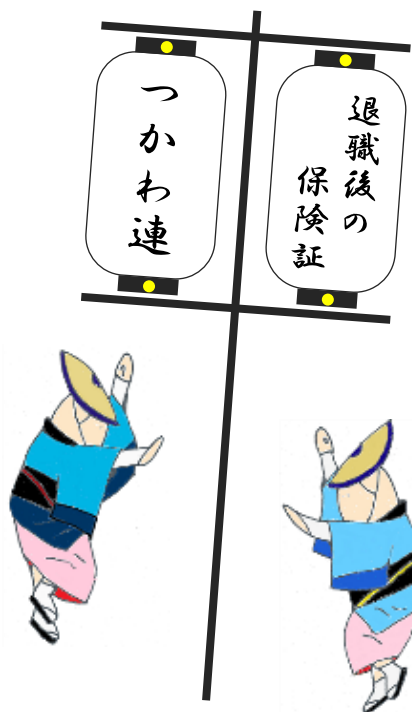
退職日まで！

退職後の健康保険加入のご案内

退職後の健康保険については、以下の3つの選択肢があります。

加入条件や加入手続きの方法については、それぞれの手続き先にお問い合わせください。

	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険 (扶養家族)
手続き先	お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部	お住まいの市区町村の 国民健康保険担当課	ご家族のお勤め先



**保険証の早期
返却にご協力を！**



新たな健康保険の加入手続き中で、使用できる保険証が手元にない時に受診される際は、一旦、医療費の全額をご負担いただき、加入手続き完了後に新たな健康保険に払戻しの請求をしてください。